
2008年北京オリンピック、パラリンピック期間中の北京市へ流入する他省区の車両に対する臨時交通管理措置に関する通告

2008年北京オリンピック、パラリンピック期間中の正常な交通と良好な空気を保証し、オリンピック開催地立候補時の公約を果たすため、市政府は《北京市人民代表大会常務委員会によるオリンピック大会の順調な準備と成功のための法的環境保護建設の更なる強化に関する決議》に基づき、2008年7月1日から9月20日までの期間、他の省、区、市から北京市へ流入する車両（臨時ナンバー車両を含む）に対し、臨時の交通管理措置を実施することを決定した。現在、関連事項の通告は以下のとおり：

一、7月1日0時から9月20日24時まで、貨物トラック、トラクター、低速貨物自動車、三輪自動車、オートバイ、および危険化学薬品（劇薬を含む）輸送車両の北京市行政区域内道路通行を禁ずる。しかし、以下の車両は除外する。

（一）「绿色通道」の車両（すなわち生鮮農産品の輸送車両、新鮮野菜、果物、生鮮水産品、家畜類、新鮮な肉、卵、牛乳などを含む）、郵政専用輸送車両。

（二）北京市輸送管理部門の許可を得て、北京市公安交通管理部門に登録済みの北京市へ生活物資を輸送する車両。

（三）北京オリンピック組織委員会によるオリンピック競技会専用車両証を所有する車両。

（四）北京市安全生産監督管理部門と北京市運輸管理部門の審査許可を得て（劇薬輸送車両に属する場合は、北京市公安治安管理部門が発行した証明文書の提出が必要）、北京市公安交通管理部門が通行証を発行した北京市へ危険化学薬

品（劇薬を含む）を輸送する車両（指定された時間と路線を守って通行）。

二、7月1日0時から9月20日24時まで、北京市に流入する他の省、区、市車両は規定の排気ガス基準を満たしているべきである（ガソリン車は、中国の排出ガス基準2レベル（国Ⅱ）あるいはそれ以上、ディーゼル車は、中国の排出ガス基準3レベル（国Ⅲ）あるいはそれ以上の基準を満たすべき、ただし「绿色通道」車両を除く）。

三、7月20日0時から9月20日24時まで、北京市に流入する他の省、区、市車両（北京市区の通行証を所有する車両を含む）は、車両ナンバーの下1桁の番号により奇数ナンバー車は奇数日、偶数ナンバー車は偶数日の通行が認められる（奇数ナンバーは、1、3、5、7、9、偶数ナンバーは2、4、6、8、0）。「二〇〇二」形式のナンバーとナンバーの下1桁がアルファベットの車両は偶数ナンバー車として管理する。奇数偶数ナンバーによる通行規制範囲は、7月20日0時から8月27日24時まで、北京市行政区域内道路、8月28日から9月20日24時まで、北京市環状5号線（5環路）の主要路線以内の道路（5環路の主要路線を含む）、空港高速道路、八達嶺高速道路主要路線（上清橋から西関環島まで）、京承高速道路（来広宮橋から白馬南橋まで）。

四、7月1日から7月19日の期間中、北京市環状5号線の主要路線以内の道路（環状5号線を含まない）と、7月20日から9月20日の期間中、北京市行政区域内の道路を通行する他の省、区、市車両は、以下の規定に従い北京市内通行証を取得するべきである。

（一）旅客輸送車両は、所在地の環境保護部門が発行する排気ガス基準合格証明、有効な免許証、通行証、車検合格標示、強制保険標示を持っているべきである。

(二) 臨時ナンバーの車両は、所在地の環境保護部門が発行する排気ガス基準合格証明、有効な免許証、車両経歴証、自動車出荷合格証明あるいは車両輸入証明、強制保険標示を持っているべきである。

(三) その他の車両は、有効な免許証、通行証、車検合格標示、強制保険標示を持っているべきである。

(四) 北京市環境保護部門は排気ガス基準合格証明を検査し、北京市公安交通管理部門はその他の証明書類や証明を検査した後、有効期間 3 日間の北京市通行証を発行する。

五、以下の車両は北京市通行証の取得手続を必要とせず、奇数偶数ナンバーの通行規制も受けない。

(一) 北京オリンピック組織委員会が発行するオリンピック協議会専用車両証を所有する車両（ただし、車両証のベースカラーが黄色の会場周囲と会場臨時車両証は、奇数偶数ナンバーの通行規制を受ける）。

(二) 北京市へ流入する任務執行中の警察車両、救急車両。

(三) 道路輸送車両証を所有する省間長距離バス、および許可取得済みの臨時流入車両。

六、省間大型観光バス、「绿色通道」車両、郵政専用車両、北京市輸送管理部門の審査許可を得て、北京市公安交通管理部門により登録された北京市へ生活物資を輸送する車両は、奇数偶数ナンバーの通行規制を受けない。ただし、北京市通行証の取得手続きを行わなければならない。6 時から 24 時までは、省間大型観光バスと郵政専用トラック以外の車両の北京市環状 5 号線以内の道路（環状 5

号線を含む) 通行を禁ずる。

七、この通告規定に違反した者については、北京市環境保護部門と北京市公安交通管理部門が国家と北京市の関連規定に基づいて処理する。

特にここに通知する。

二〇〇八年六月十九日